

取引先様（加工委託先様用）
機密資料管理ガイドライン

制定日：2013 年 1 月 21 日

東洋精密工業株式会社

機密資料管理ガイドライン（加工委託先様用）

1. 目的

- (1) この機密資料管理ガイドラインは、当社が製品の加工を委託する取引先様と当社間の取引に関する機密保持について、取引先様において直接あるいは間接に従事されている全ての方々に当社の機密保持に関する要求事項を明確にし、必要な体制を構築していただくことを目的とします。

2. 定義

- (1) このガイドラインで使用する機密とは当社及び取引先様が取引により知り得た相手方の事業、技術及び従業員個人に関する情報のことを指します。
- (2) このガイドラインで使用する機密情報とは、当社が取引にあたり取引先様に貸与した購買規格、購買仕様書、図面、設計資料、検査規格等の資料及びそれらに類する電子データを格納した電子媒体のうち複製禁止または機密である旨の表示をしたもの及び当該資料記載の知識・情報を利用して作成された資料及び当社の注文品のことを指します。
- (3) 上記1項及び2項で定義された機密及び機密情報のうち、下記に該当することが客観的に立証できる情報は含みません。
 - ① 相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から機密保持の義務を負うことなく入手したもの。
 - ② 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。
 - ③ 相手方から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの。
 - ④ 相手方から開示を受けた後に正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく入手したもの。
 - ⑤ 書面により相手方から事前に承諾を得たもの。

3. 機密情報の保持

- (1) 取引先様では、当社からの書面による事前の承諾がある場合を除き、当該作業を行う従業員の方のみに機密情報を開示し、他の従業員の方々または第三者には一切開示しないで下さい。また、機密情報の開示を受ける従業員の方々には、機密保持に関する十分な指導を行って下さい。

4. 機密情報の複製の制限と写真撮影

- (1) 取引先様では当社との取引遂行に必要な範囲以外で機密情報を複製しないで下さい。
- (2) 当社注文品の写真撮影を行う場合は当社の書面による承諾を得て下さい。

5. 機密情報の管理

- (1) 取引先様では当社の機密の漏洩・紛失・盗難を防止するためにその取扱いについて管理基準を定めるとともに管理責任者様を任命して下さい。
- (2) 管理基準には次の項目を規定して下さい。
 - ① 管理責任者様の任命の方法及びその責任範囲

- ② 機密情報の管理方法及び開示先の決定と機密情報毎の開示先管理
- ③ 複製する場合はその管理方法
- ④ 社外への送達、持出しする場合の受け渡し管理及び漏洩・紛失・盗難防止措置
- ⑤ 機密情報を計算機に保管する場合、外部を含む不正アクセス等の防止措置及び計算機そのものが盗難等にあっても機密情報が第三者に漏洩しない措置。
- ⑥ その他必要とされる事項

6. 機密情報管理の調査

- (1) 当社（当社の客先様を含む）は取引先様もしくは取引様の再委託先様（再委託先様がさらに再委託する場合は最終の委託先様を含む）に立ち入り、機密情報管理の状態を調査することがありますので、ご協力をお願いします。但し、調査を行う場合は、事前に通知いたします。
- (2) 当社は必要に応じて取引先様に対して機密情報の管理状況に関する資料の提出を要請することがあります。

7. 事故発生時の措置

- (1) 取引先様で機密及び機密情報の漏洩、紛失、破損等の事故が発生、またはその疑い若しくは恐れがある場合は適切な処置を実施していただき、速やかにその詳細を当社に報告して下さい。
- (2) 事故が取引先様の責めに帰すべき事由によるものである場合は、措置に必要な費用の負担を取引様に請求することがあります。

8. 瑕疵ある注文品等の機密保持のための処置

- (1) 取引先様で当社に引き渡さなかった瑕疵ある注文品・不良となった注文品または注文品の複製品等は復元不能に破壊し、他に流用、第三者に譲渡・貸与・開示等はないで下さい。

9. 再委託先に対する措置

- (1) 取引先様において当社からの注文品を再委託する場合は、当社の承認を得て下さい。
- (2) 取引先様では、再委託先様に対し、機密保持に関連する事項に対して本ガイドラインに準じた措置を実施するように指導して下さい。

10. 損害賠償

- (1) 取引先様の責めに帰すべき事由により機密及び機密情報を第三者に漏洩したことにより当社に発生した費用について当社は取引先様にたいして損害賠償の請求を行うことがあります。

11. 契約の解除

- (1) 取引先様において本ガイドラインにて要請する事項に反した事故等が発生した場合には、当社は当該機密及び機密情報に関わる契約のみならずその他の契約を解除することがあります。

12. 疑義

- (1) 本ガイドラインに基づき取引先様へ実施を要求する内容に疑義または定めのない事項については、取引先様と当社との協議で解決することとし、その場合は、当社購買部門に申し出て下さい。

本ガイドラインに基づきご提出いただいたお取引様の情報は、当社内及び当社客先様を含む守秘義務契約を締結した第三者が関連事項の確認させていただく目的にのみ使用し、守秘義務契約のない第三者には一切開示しないことをお約束いたします。